

目 次

「Ctrl」キーを押しながら目次欄（下線部分）をクリックすると、該当ページまで移動します。

出席議員	2
第 1 会議録署名議員の指名	5
第 2 認定第 1号 平成28年度利府町一般会計歳入歳出決算の認定について	7
第 3 認定第 2号 平成28年度利府町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の 認定について	7
第 4 認定第 3号 平成28年度利府町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定 について	8
第 5 認定第 4号 平成28年度利府町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算 の認定について	8
第 6 認定第 5号 平成28年度利府町下水道特別会計歳入歳出決算の認定に ついて	9
第 7 認定第 6号 平成28年度利府町町営墓地特別会計歳入歳出決算の認定 について	9
第 8 認定第 7号 平成28年度利府町水道事業会計決算の認定について	9
第 9 議案第56号 平成28年度利府町水道事業会計未処分利益剰余金の処分 について	10
第10 総務財務・産業建設・教育民生常任委員会の所管事務調査報告の件	10
第11 議員定数及び議員報酬等調査特別委員会の報告の件	18
第12 総務財務常任委員、産業建設常任委員、教育民生常任委員の選任	21
第13 議長の総務財務常任委員辞任の件	23
第14 議会広報常任委員の選任	24

[第15 議会運営委員の選任](#)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24

[第16 宮城東部衛生処理組合議会議員の選挙及び塩釜地区消防事務組合
議会議員の選挙](#)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25

[第17 委員会の閉会中の継続調査の件](#)・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26

※本会議録で使用している漢字は、汎用性等を考慮し、「JIS第1水準漢字」を使用しています。このため、人名や地名などの固有名詞等において、実際の漢字とは異なる標記となっている場合があります。

平成29年9月利府町議会定例会会議録（第4号）

出席議員（18名）

1番	鈴木晴子	君	2番	西澤文久	君
3番	後藤哲	君	4番	小渕洋一郎	君
5番	安田知己	君	6番	木村範雄	君
7番	土村秀俊	君	8番	吉岡伸二郎	君
9番	高久時男	君	10番	鈴木忠美	君
11番	吉田裕哉	君	12番	永野涉	君
13番	及川智善	君	14番	遠藤紀子	君
15番	渡辺幹雄	君	16番	郷右近隆夫	君
17番	羽川喜富	君	18番	櫻井正人	君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長 鈴木勝雄 君

平成29年9月定例会会議録（9月15日金曜日分）

町 副 長	伊 藤 三 男 君
総 務 課 長	折 笠 浩 幸 君
政 策 課 長	小 幡 純 一 君
財 務 課 長	高 橋 三喜夫 君
税 務 課 長	阿 部 智 子 君
町 民 課 長	伊 藤 智 君
生 活 安 全 課 長	櫻 井 浩 明 君
保 健 福 祉 課 長	菅 井 百 合 子 君
子 ど も 支 援 課 長	阿 部 義 弘 君
都 市 整 備 課 長	櫻 井 昭 彦 君
産 業 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	高 橋 徳 光 君
上 下 水 道 課 長	大 友 政 一 君
震 災 復 興 推 進 室 長	村 田 政 文 君
収 納 対 策 室 長	高 橋 信 君
文 化 複 合 施 設 推 進 室 長	菅 野 勇 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 室 長	櫻 井 や え 子 君
教 育 長	本 明 陽 一 君
教 育 次 長	佐 藤 博 昭 君
教 育 総 務 課 長	庄 司 幾 子 君
生 涯 学 習 課 長	庄 子 敦 君
代 表 監 査 委 員	宮 城 正 義 君
監 査 委 員 事 務 局 長 兼 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	鈴 木 正 敏 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	鈴 木 則 昭 君
主 幹	櫻 井 涉 君
主 任 主 査	利 玲 子 君
主 事	三 浦 麻 理 恵 君

議 事 日 程 （第4日）

平成29年9月15日（金曜日） 午前10時05分 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 認定第 1号 平成28年度利府町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 3 認定第 2号 平成28年度利府町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 4 認定第 3号 平成28年度利府町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 5 認定第 4号 平成28年度利府町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 6 認定第 5号 平成28年度利府町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 7 認定第 6号 平成28年度利府町町営墓地特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 8 認定第 7号 平成28年度利府町水道事業会計決算の認定について
- 第 9 議案第56号 平成28年度利府町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 第10 総務財務・産業建設・教育民生常任委員会の所管事務調査報告の件
- 第11 議員定数及び議員報酬等調査特別委員会の報告の件
- 第12 総務財務常任委員、産業建設常任委員、教育民生常任委員の選任
- 第13 議会広報常任委員の選任
- 第14 議会運営委員の選任
- 第15 委員会の閉会中の継続調査の件

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第15まで

- 追加日程第1 議長の総務財務常任委員辞任の件
- 追加日程第2 宮城東部衛生処理組合議会議員の選挙
- 追加日程第3 塩釜地区消防事務組合議会議員の選挙

午前10時05分 開 議

○議長（櫻井正人君） ただいまから、平成29年9月利府町議会定例会を再開します。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は18名です。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（櫻井正人君） **日程第1、会議録署名議員の指名**を行います。

会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、15番渡辺幹雄君、16番郷右近隆夫君を指名します。

なお、本日の日程については、お配りしてあります議事日程の順に進めてまいります。

暑い方は、上着を脱ぐことを許可いたします。

日程第2 認定第1号 平成28年度利府町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第3 認定第2号 平成28年度利府町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第4 認定第3号 平成28年度利府町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第5 認定第4号 平成28年度利府町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第6 認定第5号 平成28年度利府町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第7 認定第6号 平成28年度利府町町営墓地特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第8 認定第7号 平成28年度利府町水道事業会計決算の認定について

○議長（櫻井正人君） 日程第2、認定第1号 平成28年度利府町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第8、認定第7号 平成28年度利府町水道事業会計決算の認定についてまで、議事の都合上一括議題といたします。

本案について、決算審査特別委員長の報告を求めます。決算審査特別委員長。

○決算審査特別委員長（後藤 哲君） 御報告申し上げます。

平成29年9月15日

利府町議会議長 櫻井正人殿

決算審査特別委員長 後藤 哲

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、利府町議会会議規則第72条の規定により報告します。

事件の番号、件名、審査の結果の順に述べさせていただきます。

記

認定第1号 平成28年度利府町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定すべきもの。

認定第2号 平成28年度利府町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定すべきもの。

認定第3号 平成28年度利府町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定すべきもの。

認定第4号 平成28年度利府町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定すべきもの。

認定第5号 平成28年度利府町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について、認定すべきもの。

認定第6号 平成28年度利府町町営墓地特別会計歳入歳出決算の認定について、認定すべきもの。

認定第7号 平成28年度利府町水道事業会計決算の認定について、認定すべきもの。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 以上で、委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑を省略し、直ちに案件ごとに討論、採決を行います。

初めに、認定第1号 平成28年度利府町一般会計歳入歳出決算の認定について、討論、採決を行います。

討論の発言を許します。討論ありませんか。最初に、反対討論。6番 木村範雄君。

○6番（木村範雄君） 認定第1号 平成28年度利府町一般会計歳入歳出決算の認定について、反対いたします。

討論は、先ほど決算審査特別委員会で述べましたので、省略いたします。

○議長（櫻井正人君） 次に、賛成討論。10番 鈴木忠美君。

○10番（鈴木忠美君） 認定第1号 平成28年度利府町一般会計歳入歳出決算の認定に対し、賛成の立場から討論いたします。

なお、内容については先ほど決算審査特別委員会で申し上げたので、省略させていただきます。

○議長（櫻井正人君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより認定第1号 平成28年度利府町一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定すべきものです。本案は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井正人君） 起立多数です。したがって、本案は委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第2号 平成28年度利府町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、討論、採決を行います。

討論の発言を許します。討論ありませんか。最初に、反対討論。5番 安田知己君。

○5番（安田知己君） 認定第2号 平成28年度利府町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、反対します。

反対討論は、先ほど決算審査特別委員会で述べましたので、省略いたします。

○議長（櫻井正人君） 次に、賛成討論。9番 高久時男君。

○9番（高久時男君） 認定第2号 平成28年度利府町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成いたします。

討論は、先ほど決算審査特別委員会で述べましたので、省略いたします。

○議長（櫻井正人君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより認定第2号 平成28年度利府町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定すべきものです。本案は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井正人君） 起立多数です。したがって、本案は委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第3号 平成28年度利府町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、討論、採決を行います。

討論の発言を許します。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより認定第3号 平成28年度利府町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定すべきものです。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第4号 平成28年度利府町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、討論、採決を行います。

討論の発言を許します。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより認定第4号 平成28年度利府町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定すべきものです。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第5号 平成28年度利府町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について、討論、採決を行います。

討論の発言を許します。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより認定第5号 平成28年度利府町下水道特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定すべきものです。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第6号 平成28年度利府町町営墓地特別会計歳入歳出決算の認定について、討論、採決を行います。

討論の発言を許します。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより認定第6号 平成28年度利府町町営墓地特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定すべきものです。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第7号 平成28年度利府町水道事業会計決算の認定について、討論、採決を行います。

討論の発言を許します。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより認定第7号 平成28年度利府町水道事業会計決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定すべきものです。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり認定されました。

日程第9 議案第56号 平成28年度利府町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

○議長（櫻井正人君） **日程第9、議案第56号 平成28年度利府町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について**を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第56号 平成28年度利府町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 総務財務・産業建設・教育民生常任委員会の所管事務調査報告の件

○議長（櫻井正人君） **日程第10、総務財務・産業建設・教育民生常任委員会の所管事務調査報告の件**を議題とします。

総務財務常任委員長、産業建設常任委員長及び教育民生常任委員長から、所管事務調査した事件について報告をしたいとの申し出があります。

お諮りします。本件は申し出のとおり報告を受けることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、各委員会の報告を受けることに決定いたしました。

総務財務常任委員長の発言を許します。総務財務常任委員長。

○総務財務常任委員長（吉岡伸二郎君）

平成29年9月15日

利府町議会議長 櫻井正人殿

総務財務常任委員長 吉岡伸二郎

委員会調査報告書

本委員会で調査した事件について、利府町議会会議規則第72条の規定により、別紙のとおり報告します。

総務財務常任委員会調査報告書

1、調査事件。インターネットを活用した情報発信について。

ここからは中身をはしょって重要なところだけ読ませていただきます。

2、調査目的。社会環境や情報技術環境の進歩により地域住民が地方自治体の情報化に対し、求めるニーズも大きく変化している。とりわけSNSは近年著しく利用者が増加し注目を集めている。多くの企業、自治体でも活用が広がっている。

SNSを活用することによってこれらを一体で行うことができ、効率的な行政運営が可能となる。今後、団塊世代の高齢者が急増する。これら人的資源を発掘活用しつつ、行政と住民の「新しい公共」を育てるコミュニケーションツールとして、多々ある双方向通信技術の中で新たな設備投資がほとんどない、SNSの活用が少子高齢化時代の財政状態の悪化が懸念されている自治体経営において重要と考え、調査・研究することとした。

3、調査経過。平成29年2月16日、総務課からの聞き取り調査。5月16日、埼玉県伊奈町視察調査。5月17日、埼玉県三芳町視察調査。ほか、委員会を11回開催いたしました。

次のページをお願いします。利府町の現状につきまして、利府町ホームページ、利府町メールマガジン、tsumikiが発信しているフェイスブック、ツイッター、インスタグラムのみでの発信であります。

6ページをお願いします。5、課題及び意見。（1）情報通信技術環境の変化への対応。

課題。情報通信技術が急速に進む中、さまざまなSNS情報発信ツールがふえ続けており利用者も急増している。本町のインターネットによる情報発信は、主にホームページ・メールマガジンであり、一方的な発信となっている。SNSの特徴である住民とのコミュニケーションや、リアルタイムでの情報発信が少なく、住民ニーズを的確に捉えることができていない現状である。また、tsumikiではフェイスブック、ツイッター等で発信しているが、イベント情報などtsumikiとしての発信内容にとどまっている。

意見。SNSを活用し発信する際には特性を理解し、自治体として発信する体制を整える必要がある。先進自治体では、さまざまなSNSを使い分けて情報を発信している。本町としても町の情報を住民ニーズに合わせた内容で、複数のSNSアカウントを「防災情報」「観光情報」「イベント情報」「子育て情報」等、情報ごとに作成し発信できるよう体制整備を進めるべきではないか。またSNSの特性を生かし、ユーザーとのつながりを意識した本町としての発信体制の方針を明確にした「SNS活用・運用ポリシー」を策定してはどうか。

8ページをお願いします。（2）緊急時の情報発信について。

課題。東日本大震災を契機として、各自治体では、地震・津波等の自然災害を初めとした緊急時に住民に対し情報をいかに迅速・確実に伝達するかが切実な問題となっている。災害発生直後に電話回線がつながりにくい状態になったのに比べ、インターネット回線は機能していた。緊急時の情報を迅速かつ適切に伝達するためには、SNSの特性を生かした活用法や、正確な情報を共有・発信するための体制の構築など、災害に強い総合的な情報伝達システムの体制整備が必要である。

意見。東日本大震災の経験からも、情報発信の手段をホームページのみに頼らず複数活用することにより、確実に情報の受発信を行うことができる仕組みを構築する必要がある。先進自治体ではSNSを用いた防災訓練を行い災害対策に活用している。本町としても有効な災害対策となることから、総合的に情報伝達システムを整備し、個々に応じた情報提供の実施を図りたい。

9ページをお願いします。（3）情報発信体制の構築。

課題。SNSは利用上、組織的に情報発信内容をチェックする仕組みがない。組織的に情報発信する仕組みもない。情報発信内容の正確性や組織上の整合性は、SNS操作とは別に規定を設ける必要がある。自治体職員が情報を発信する際に、公務員の守秘義務に反し業務

上知り得た情報を発信してしまう場合や、他の利用者とのトラブルを引き起こしてしまうといった好ましくない事態も想定される。職員がSNSを適切に発信するため体制整備が必要である。

意見。町として情報を発信する際、情報の適正化を検証する作業を迅速に実施できる体制を整備する必要がある。自治体組織内の連絡調整が必要となることから「SNS運営委員会（仮称）」を設置し、体制整備を構築するよう図られたい。また、職員がSNSを適切に発信できるようにするため、公私にかかわらずSNS利用上のリスクを常に念頭に行動する必要があることから、他自治体では「ソーシャルメディア活用ガイドライン」を策定し、プライベートでSNSを利用する際の遵守事項も示している。本町としてもガイドラインを策定し運用するよう図られたい。

なお、10ページからは参考資料であります。視察先である埼玉県伊奈町、三芳町が効果的にSNSを活用しているの、ぜひ参考にさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（櫻井正人君） 次に、産業建設常任委員長の発言を許します。委員長。

○産業建設常任委員長（後藤 哲君）

平成29年9月15日

利府町議会議長 櫻井正人殿

産業建設常任委員長 後藤 哲

委員会調査報告書

本委員会で調査した事件について、利府町議会会議規則第72条の規定により、別紙のとおり報告します。

産業建設常任委員会調査報告書

1、調査事件。中小企業・小規模企業の振興について。

2、調査目的。企業の大部分を占める中小企業や小規模企業は、地域の経済や雇用を支える担い手として重要な役割を果たしてきた。しかし、近年、町内の中小企業・小規模企業は、経営者の高齢化、後継者不足、長引く景気の低迷に加え、経済社会生活圏の広域化などの急速な進行により、その経済環境は厳しさを増している。そこで、本常任委員会においては、長い間、利府町の経済を支え続け、今後も、地域活性化に欠かすことのできない「中小企業・小規模企業の振興」について調査することにしました。

3、調査経過につきましては、本年1月31日、産業振興課への聞き取り調査（町の現状等）に続き、2月22日、利府松島商工会への聞き取り調査を行いました。先進地視察を受けて、7月5日、利府松島商工会役員との意見交換を行いました。

4、調査結果。（1）町内の中小企業等の現状と、2ページ目の（2）中小企業等に対する町の支援体制についてはお目通し願います。

3ページ目の（3）県内の「中小企業・小規模企業振興に関する条例」について調査しました。国が提唱している地方創生及び一億総活躍社会の実現を図るためには、各市町村の地域経済を支えている中小企業・小規模企業対策の一層の推進を図ることが重要である。現在、県内では仙台市や大崎市を含め6市1町で条例を制定しており、その他の自治体においても平成29年度内に多くの自治体が制定予定としています。

（4）の利府松島商工会との意見交換会等については記載のとおりですので、お目通し願います。4ページの①、5ページの②町内の中小企業等の課題についても調査しました。

その調査結果から、町内の景気や雇用を支えているのは、町内の中小企業だということを、もう一度考えていかなければならない。本町の中小企業・小規模企業は、多くの雇用の機会を創出し、町の経済を牽引する重要な役割を果たしている。しかし、需要の減少、人件費増、原材料費高騰により、経営は厳しい状況が続いている。このような状況の中で、町の中小企業・小規模企業が持続的に発展していくためには、事業経営に必要な資金の調達などへの支援が不可欠である。町独自の中小企業向けの融資制度、資金調達の枠組みづくりを検討し、経営基盤強化のための情報提供や相談体制を充実させるべきである。

以上のようなことから、本委員会では以下3点について、提言とした。（1）「中小企業・小規模企業振興に関する条例」の制定に向けての検討。（2）町内企業への支援。（3）町と商工会の連携強化について。

7ページをごらんください。初めに、（1）「中小企業・小規模企業振興に関する条例」の制定に向けての検討。

課題の中で、①既存の中小企業基本法に加え、平成26年6月に小規模企業振興基本法が制定され、第3条の基本原則には、小規模企業の振興は、その事業の持続的な発展が図られなければならないと規定されている。こうした中で、国、県及び県商工会連合会から各市町村においても振興基本条例を制定するよう働きかけが行われている。その中で、県内の自治体で平成28年度、29年度に制定に向けた調査があり、「既に制定した自治体」「制定作業中」「検討中」

という自治体がある中、本町においては、「動きがない」状況となっている。

提言として、県内でも平成28年、平成29年に振興基本条例を制定している自治体があることから、先進地視察を実施し、条例の有効性・課題等を調査すべきである。条例を制定することにより、以下の効果があると思われる。効果についてはお目通し願います。

8ページをお願いいたします。（2）町内企業への支援。①創業支援体制の強化として、提言、創業支援事業計画を策定し、国の認定を受けられるよう取り組むべきである。

②周知方法及び手続の簡素化。課題として、入札・契約に関する手続に際し、提出書類の作成負担や、提出書類の重複、町が保有している情報の提出を求められることなどは、小規模企業にとっては大きな負担となっている。

そのことから、提言として、「各種行政手続のオンライン化」や「申請書類等の簡素化や申請方法の改善」の早期実現を図り、事業者負担の軽減に取り組むべきである。

9ページをお願いします。（3）町と商工会の連携強化について。課題として、町と商工会の連携が希薄になっている。そのことから、提言として、町としての地元商工業の活性化のため、大きな下支えが必要である。まず、町事業での地元企業を活用し、地元企業しかできない仕事を随意契約中心に行うことにより、活性化につながるものと考えられる。このことが、雇用促進、納税、そして、町と商工会との連携強化に必ずよい結果をもたらすものと思われる。また、商工会も常に情報を共有化するためにも事務レベルでの交流を強化し、互いの情報を積極的に提供することが前進につながるものとする。例えば国、県の融資制度の情報交換や会員の経営指導等の状況把握が町当局としても、今後の政策に生かすため必要と思われる。やはり、定期的に情報交換会を持ち、必要があれば商工会役員と町管理職の意見交換会も必要である。今回、「中小企業・小規模企業の振興について」をテーマに調査したことにより、本町が抱える多くの課題が見えてきた。今後も、委員会として引き続き調査に取り組んでいきたい。

最後に、視察先で教えていただいた中で感じたことですが、自治体と商工会、企業、そして町民との間で一体で取り組んで心をつなげていると思えました。大変すばらしい団結力を伺い、本町にとっても必要性を感じさせられたことをつけ加え、産業建設常任委員会の提言いたします。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 次に、教育民生常任委員長の発言を許します。委員長。

○教育民生常任委員長（遠藤紀子君） 教育民生常任委員会の調査報告を申し上げます。

1、調査事件。障害者の就労支援について。

2、調査目的。障害を持つ人の就業は、その程度によっても異なりますが、多くの場合、大変困難な状況であります。特に、知的障害や精神障害の人の就労は難しくなっております。町の就労支援の対策は、施設・事業者とも不足している状態で、利府支援学校を卒業後の進路に悩んでいる本人や家族は、町内での充実した支援体制を望んでおります。年々、障害福祉サービスを受ける人が増加する中、町として、もっと積極的に企業への働きかけや事業所の誘致に努めるべきではないかと思えます。今回、委員会としては、町民からの声を受け、調査を行うことにいたしました。

3、調査経過。調査経過といたしましては、所管の担当課よりの説明及び視察を重ねまして、本件の調査に関しては15回の委員会を開催いたしました。

4、調査結果です。本町の状況ですけれども、調査の項目のみ申し上げます。

まず、1ページの（1）本町の障害者福祉の現状。

3ページをお願いいたします。2点目として、本町の障害者就労等の現況。

それから、3点目は5ページになります。利府町障害者地域活動支援センターについて、調査研究いたしました。

そして、最後に4点目ですが、7ページになります。平成20年4月にしらかし台に設立されました障害者総合支援法に基づく事業を行っておりますNPO法人幸創の見学及び研修を行いました。

以上の研修及び先進地の視察を重ねまして、教育民生常任委員会として、12月から9月まで委員会を開きましたが、その中で2点の課題及び意見、提言をまとめることになりました。

まず、1点目でございます。障害者に「就労の場」の提供を。

課題。本町の障害者手帳所持者数は、年々増加傾向にある。特に「精神障害者保健福祉手帳所持者」で、平成28年度の132人は、26年度の109人と比較して、21.1%増加している。また、「身体障害者手帳所持者」及び「療育手帳所持者」は、平成26年度と比較すると、「身体障害者手帳所持者」は横ばいであるものの、「療育手帳所持者」は10.5%と増加している。上記状況から、町はより多くの障害者自立支援対策を講じる必要がある。現在、町内には就労移行支援施設は1カ所、就労継続支援A型施設は1カ所、B型施設は3カ所だけあります。雇用人数も少なく町外事業所への就労者が多い。

意見（提言）。町には、利府支援学校がある。障害者の親たちは入校を希望して転居してく

るとの話も聞く。しかし、卒業してからの進路は、学校側も苦勞しているが困難な状況である。もちろん健常者と同様の就労は難しいとはいえ、ノーマライゼーション（障害を持つ者と持たない者が平等に生活する社会を実現する考え方）が進む世の中に呼応するためにも、町は一人でも多くの障害者の自立支援を目指し、町内に就労移行支援施設、就労支援A型施設及びB型施設の誘致に積極的に取り組むべきであるとする。

2点目でございます。「障害者就労支援センター」の創設。

課題。平成28年度における県内の障害者雇用率は1.88%であり、前年より0.09ポイント上昇しているものの全国40位にとどまった。平成27年度、26年度と2年続いた全国最下位は免れたが、依然として国が求める法定率の2.0%を下回っている。企業の採用意欲は徐々に上向いている。障害者も広く働く場を求めているが、公的相談体制が充実していない現状がある。これらの支援・相談システムは、ワンストップであることが望ましい。視察研修した埼玉県桶川市では、「桶川市障害者就労支援センター」を設置し、障害者の就労支援及び相談事業に積極的に対応し実績を出している。

意見（提言）。障害者の雇用・就労機会の拡大と促進を重点施策と位置づける必要がある。

ア、保健所、社会福祉協議会、行政（保健福祉課）等の関係団体で「障害者就労支援推進協議会」を発足すべきである。

イ、就労支援と相談事業の場として「障害者就労支援センター」の設置を求める。この「障害者就労支援センター」において、新規就労支援、就労継続支援、就労準備支援及び企業開拓などを行うべきである。

以上のことから、町の知的障害者や精神障害者に対する就労支援基盤を整備し、さらなる充実を目指し、一層の努力を求める。

次のページの10ページからは参考資料としてつけておりますが、特に14ページは人口が7万5,000人の桶川市の、ただいま課題でも申し上げた就労支援センターでございます。ぜひ御一読願いたいと思います。

教育民生常任委員会は以上でございます。

平成29年9月15日

利府町議会議長 櫻井正人殿

教育民生常任委員長 遠藤紀子

○議長（櫻井正人君） これで、総務財務・産業建設・教育民生常任委員会の所管事務調査報告

の件を終わります。

日程第11 議員定数及び議員報酬等調査特別委員会の報告の件

○議長（櫻井正人君） 日程第11、議員定数及び議員報酬等調査特別委員会の報告の件を議題とします。

議員定数及び議員報酬等調査特別委員長から、調査中の事件について報告をしたいとの申し出があります。

お諮りします。本件は申し出のとおり報告を受けることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、特別委員会の報告を受けることに決定しました。

議員定数及び議員報酬等調査特別委員長の発言を許します。委員長。

○議員定数及び議員報酬等調査特別委員長（及川智善君）

平成29年9月15日

利府町議会議長 櫻井正人殿

議員定数及び議員報酬等調査特別委員会委員長 及川智善
委員会調査報告書

本委員会に付託された事件について、利府町議会会議規則第72条の規定により、下記のとおり報告いたします。

1 ページをごらんください。1の調査事件ですが、議員定数、議員報酬、費用弁償、政務活動費の4項目であります。

3の調査活動ですが、記載のとおり、昨年3月15日からことし7月20日まで、12回にわたり委員会を開催いたしました。また、2回の先進地視察を行いました。

2 ページをごらん願います。4、委員の構成は記載の9名となっております。

5の調査概要となりますが、2ページから5ページにかけて、4項目について調査内容をまとめました。

1の議員定数ですが、委員会として現状の18人が妥当であるとしてしました。

理由として4項目。まず初めに、定数の推移から、法定定数制度の時代から定数22人で長年推移してきましたが、平成18年9月に2人削減、そして平成23年7月に2人削減という2度の

条例改正を経て、現在の18名になっております。

次に、人口規模比較から、利府町の人口数は、柴田町に次ぐ県内第2位に位置しています。また、今後40年以上人口減少はなく、2060年の目標人口は3万7,700人としております。

3点目の常任委員会数の維持からは、議会として町政監視機能を保持し政策提言力を高めるためには、現状維持が妥当と判断いたしました。

4点目の仕事量の増加からは、議会報告会や常任委員会の開催、視察受け入れ数等が年々増加傾向にあると判断いたしました。

資料の1と2については、後ほどお目通し願います。

続いて、2の議員報酬ですが、委員会として月額22万9,000円から月額27万円に引き上げることが妥当であるといいたしました。なお、増額後の金額は3ページの表のとおりですので、御確認ください。

理由として4項目。まず初めに、他自治体との比較から、利府町は町村議会実態調査結果の概要、平均額及び県内町村の類似団体7町との比較、県内21町村との比較から、いずれのデータからも低い位置にあると判断いたしました。

2点目として、幅広い世代からの議会参画の期待から、現状、高齢、女性の参画が少なく、環境整備が必要と判断いたしました。

3点目として、議員活動日数の増加から、定数の維持の理由でも触れましたが、行事等、年々増加傾向にあると判断しました。

4点目として、議員報酬額改定額の積算は、全国町村議長会申し合わせ等を参考に、「町長の月額給料の3分の1程度」とすると判断いたしました。

添付資料1、3、4は後ほどお目通しください。

次に、3の費用弁償でございます。委員会として、現状、「日額400円」維持が妥当であるとなりました。

理由として2項目。1点目、過去に日額「2,000円」から「400円」に引き下げた経緯があることから判断いたしました。

2点目として、交通費として捉えれば、片道200円、往復400円の支給は、住民に理解が得られ、妥当であると判断いたしました。

次に、4、政務活動費です。委員会として、「月額1万5,000円（年間18万円）」を維持することが妥当であると判断いたしました。

理由として5項目。まず初めに、議員の調査研究に必要な経費であると判断したことからです。

2点目として、具体的には視察研修や会報発行など有効活用していると判断したことからです。

3点目として、平成13年制定時に議員の調査研究費に要した経費の実態をもとに算出したものであると判断したことからです。

4点目として、議員の資質向上、議会活性化につながるものであると判断したことからです。

5点目として、平成29年度から用途を積極的に情報公開することとしたことからであります。最後に、6、まとめにつきましては、そのまま文章全て読み上げたいと思います。

本特別委員会は、平成28年3月に設置されてから4項目の調査事件について調査研究してきました。以来、平成29年8月まで、12回の委員会開催、議員アンケートの実施、2度にわたる先進地研修、そして、議会報告会において町民への説明・意見収集を行いました。また、一部委員による定数・報酬に関する部外専門家講義（セミナー）の自主的な受講・研修参加など調査方法は広く求めてきました。なお、平成28年12月定例会においては、議長に「中間報告」を行っております。

基礎資料データとしては、県内のみならず全国町村議会議長会の調査結果も収集、比較参考資料といたしました。

議員定数については、「削減」の意見もありましたが、常任委員会の維持・活性化等の観点から「現状維持」の意見が多数を占め18人としました。

議会報告会における参加者からの意見は、数名削減の意見もありましたが、「現状維持」が多数を占めました。

議員報酬については、「現状維持」の意見もありましたが、幅広い世代の議会への参画・人材の多様性の確保や議員活動日数の増加等から「引き上げが妥当」としました。引き上げ額の「4万1,000円」の積算根拠は、町長の給料月額の3分の1に求めました。

議会報告会における参加者からの意見は、現状維持の意見もあったが、県内21町村において利府町の人口は第2位にもかかわらず、報酬額では下位に属することを確認した方からは「引き上げるべき」との意見もありました。

費用弁償については、「廃止すべき」の意見もありましたが、交通費として捉えれば日額400円の支給は妥当であり現状維持とすべきであるとの意見が多数を占めました。

議会報告会における参加者の意見は少なかったですが、「400円は余りにも少額である。1,000円ぐらいなら妥当ではないか」との意見もございました。

政務活動費については、「廃止すべき」との意見もありましたが、視察研修や会報発行等に有効に活用していることから必要な経費であり、現状維持とすべきであるとの意見が多数を占めました。

また、月額1万5,000円（年額18万円）の交付額は、条例制定時の平成13年に議員の実態調査をもとに経費の平均を算出したものであり、短絡的に他町村の横並びで設定したのではなく、現実的な交付額と認識されておりました。

さらに制度導入後は、政務活動が活発になることを予想して最低限の交付額であると位置づけております。なお、議会報告会における政務活動費に対する意見はございませんでした。

4項目をまとめると、議員定数は18名、議員報酬は27万円、費用弁償については日額400円、政務活動費については月額1万5,000円。

以上、議員定数及び議員報酬等調査特別委員会の1年半にわたる調査の結果を最終報告とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） これで、議員定数及び議員報酬等調査特別委員会の報告の件を終わります。

日程第12 総務財務常任委員、産業建設常任委員、教育民生常任委員の選任

○議長（櫻井正人君） **日程第12、総務財務常任委員、産業建設常任委員、教育民生常任委員の選任**を行います。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時53分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（櫻井正人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。常任委員の選任については、利府町議会委員会条例第5条第2項の規定により、総務財務常任委員に渡辺幹雄君、土村秀俊君、及川智善君、吉岡伸二郎君、鈴木晴子君、私であります。

産業建設常任委員会委員に郷右近隆夫君、永野 渉君、吉田裕哉君、鈴木忠美君、西澤文久君、安田知己君。

教育民生常任委員会委員に遠藤紀子君、後藤 哲君、羽川喜富君、木村範雄君、高久時男君、小淵洋一郎君をそれぞれ指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名したとおり、それぞれの常任委員に選任することに決定いたしました。

この際、暫時休憩します。

休憩中に各常任委員会を開催し、委員長及び副委員長の選出、議会運営委員及び議会広報常任委員を互選願います。

なお、議会運営委員及び議会広報常任委員の選任については、委員会条例第5条第2項の規定により、議長が会議に諮って指名することとなっております。

お諮りします。議会運営委員の指名に当たっては、先例により委員として副議長、3常任委員長の4名と、3常任委員会からそれぞれ1名を選出していただき、その3名を加えた7名を指名したいと思います。また、議会広報常任委員の指名に当たっては、先例により副議長のほか3常任委員会からそれぞれ2名を選出していただき、合計7名の委員を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。

それでは、各委員会室において各常任委員会を開催し、正副委員長、議会運営委員及び議会広報常任委員の被指名者を選出願います。

さらに、閉会中の継続調査の件についても協議願います。

○事務局長（鈴木則昭君） それでは、総務財務常任委員会は第一委員会室、産業建設常任委員会は第二委員会室、教育民生常任委員会は第三委員会室にそれぞれ御参集願います。

午後1時02分 休 憩

午後1時22分 再 開

○議長（櫻井正人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

各常任委員会の委員長及び副委員長が選任されましたので、報告いたします。

総務財務常任委員会委員長は及川智善君、副委員長は鈴木晴子君。

産業建設常任委員会委員長は鈴木忠美君、副委員長は安田知己君。

教育民生常任委員会委員長は木村範雄君、副委員長は遠藤紀子君。

以上のとおり、それぞれ選任されました。

先例に従いまして、私が総務財務常任委員を辞任したいと思いますので、副議長と交代いたします。

〔議長 櫻井正人君、副議長 羽川喜富君と交代〕

○副議長（羽川喜富君） それでは、議長にかわりまして、私が議事を進めます。

ただいま議長から、先例に従い総務財務常任委員を辞任したい旨の申し出がありました。

お諮りします。この際、議長の総務財務常任委員辞任の件を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（羽川喜富君） 異議なしと認めます。したがって、議長の総務財務常任委員辞任の件を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることを決定しました。

地方自治法第117条の規定により、18番櫻井正人君の退場を求めます。

〔議長 櫻井正人君 退場〕

追加日程第1 議長の総務財務常任委員辞任の件

○副議長（羽川喜富君） **追加日程第1、議長の総務財務常任委員辞任の件**を議題とします。

櫻井議長から、先例によって総務財務常任委員を辞任したいとの申し出がありました。

お諮りします。本件申し出のとおり、辞任を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（羽川喜富君） 異議なしと認めます。したがって、議長の総務財務常任委員の辞任を許可することを決定しました。

18番櫻井正人君は入場願います。

議長と交代します。

〔議長 櫻井正人君 入場〕

〔副議長 羽川喜富君、議長 櫻井正人君と交代〕

日程第13 議会広報常任委員の選任

○議長（櫻井正人君） 日程第13、議会広報常任委員の選任を行います。

お諮りします。議会広報常任委員の選任については、利府町議会委員会条例第5条第2項の規定により、及川智善君、鈴木晴子君、鈴木忠美君、安田知己君、高久時男君、小淵洋一郎君、羽川喜富君の7名を指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名したとおり、議会広報常任委員に選任することに決定いたしました。

この際、暫時休憩します。

休憩中に議会広報常任委員会を開催し、委員長及び副委員長を互選願います。

○事務局長（鈴木則昭君） それでは、議会広報常任委員の皆様は全員協議会室にお集まりください。そのほかの議員は休憩をお願いいたします。

午後1時26分 休 憩

午後1時37分 再 開

○議長（櫻井正人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会広報常任委員会の委員長及び副委員長が選任されましたので、報告します。

委員長は羽川喜富君、副委員長は高久時男君、以上のとおり選任されました。

日程第14 議会運営委員の選任

○議長（櫻井正人君） 日程第14、議会運営委員の選任を行います。

お諮りします。議会運営委員の選任については、利府町議会委員会条例第5条第2項の規定により、及川智善君、渡辺幹雄君、鈴木忠美君、吉田裕哉君、木村範雄君、後藤 哲君、羽川喜富君の7名を指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名したとおり、議会運営

委員に選任することに決定いたしました。

この際、暫時休憩いたします。

休憩中に議会運営委員会を開催し、委員長及び副委員長を互選願います。

○事務局長（鈴木則昭君） それでは、議会運営委員会を開催いたしますので、委員は全員協議会室に御参集願います。

午後1時39分 休 憩

午後1時52分 再 開

○議長（櫻井正人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会の委員長及び副委員長が選任されましたので、報告いたします。

委員長は後藤 哲君、副委員長は吉田裕哉君、以上のおり選任されました。

宮城東部衛生処理組合議会議員の鈴木忠美君並びに塩釜地区消防事務組合議会議員の西澤文久君から、各組合議会議員の辞職願が提出されました。

お諮りします。この際、宮城東部衛生処理組合議会議員の選挙及び塩釜地区消防事務組合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第2及び追加日程第3として議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、宮城東部衛生処理組合議会議員の選挙及び塩釜地区消防事務組合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第2及び追加日程第3として議題とすることに決定いたしました。

追加日程第2 宮城東部衛生処理組合議会議員の選挙

追加日程第2 塩釜地区消防事務組合議会議員の選挙

○議長（櫻井正人君） **追加日程第2、宮城東部衛生処理組合議会議員の選挙及び追加日程第3、塩釜地区消防事務組合議会議員の選挙を一括議題とします。**

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに

決定しました。

お諮りします。指名の方法については議長が指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定いたしました。

宮城東部衛生処理組合議会議員に西澤文久君、高久時男君、塩釜地区消防事務組合議会議員に吉岡伸二郎君、安田知己君を指名します。

お諮りします。ただいま指名いたしました方々を宮城東部衛生処理組合議会議員及び塩釜地区消防事務組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました方々が宮城東部衛生処理組合議会議員及び塩釜地区消防事務組合議会議員に当選しました。

ただいま宮城東部衛生処理組合議会議員及び塩釜地区消防事務組合議会議員に当選された方々が議場におられます。会議規則第31条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

事務局において名簿を作成しますので、暫時休憩いたします。

再開は14時10分といたします。

午後1時56分 休憩

午後2時06分 再開

○議長（櫻井正人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第15 委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（櫻井正人君） **日程第15、委員会の閉会中の継続調査の件**を議題とします。

総務財務常任委員長、産業建設常任委員長、教育民生常任委員長、議会運営委員長及び議会広報常任委員長から、会議規則第70条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成29年9月利府町議会定例会を閉会いたします。

どうも御苦労さまでした。

午後2時07分 閉 会

上記会議の経過は、事務局長鈴木則昭が記載したものであるが、その内容に相違がないことを証するためここに署名する。

平成29年9月15日

議 長

署名議員

署名議員